

(別紙様式1)

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 熊本県  
農業委員会名： 多良木町農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,011
自給的農家数	331
販売農家数	680
主業農家数	186
準主業農家数	124
副業的農家数	370

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,109
女性	524
40代以下	140

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	132
基本構想水準到達者	1
認定新規就農者	3
農業参入法人	11
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計		
			普通畑	樹園地	牧草畑
耕地面積	1,410	300			1,710
経営耕地面積	1,247	187			1,434
遊休農地面積	3.22	0.36			3.58
農地台帳面積	1,371	498			1,869

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

※現在の体制を記載すること

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	3

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,650 ha	1,043 ha	63.2 %
課 題	農業者の高齢化・後継者不在等により、担い手不足が懸念される。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1,079 ha (うち新規集積面積 15 ha)
	目標設定の考え方: <b>農地等の最適化の推進に関する指針に合わせた目標を設定</b>
活動計画	利用権設定が終期を迎える農地については、可能な限り継続してもらい、新しい、新たに借り手を探す場合は、農地中間管理事業を活用しながら担い手に農地集積を行っていく。

※1 集積目標は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転された農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0 経営体	1 経営体	1 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0.3 ha	2.8 ha
課 題	農業を取り巻く社会情勢は依然厳しく、親元就農はあるものの、新規農業者の確保、担い手の育成はますます困難になってきている。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右側が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.8 ha
活動計画	町と連携しながら、新規参入者のための資金制度等の周知や相談等を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,650 ha	3.58 ha	0.2 %
課 題	地籍調査が未了であるため、遊休農地や山林化した農地の把握が難しい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積		1	ha	
		目標設定の考え方: 農地等の最適化の推進に関する指針に合わせた目標を設定				
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期		調査結果取りまとめ時期
		20 人		8月～10月		9月～11月
		調査方法	6班体制で管内をパトロールし、遊休農地や違反転用の有無を調査する。			
	農地の利用意向調査	実施時期		調査結果取りまとめ時期		
		11月		11月～12月		
その他	森林の様相を呈するなど、再生利用が困難な農地については、非農地判断を行う。					

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,650 ha	0 ha
課 題	なし	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	農地パトロール(8月～10月)に併せて調査を行う。
------	---------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入